

吹田民主商工会 いんぷお め〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minsyou.com
main@suita-minsyou.com

秋の運動が始まります

全国の民商では9月から11月の3か月間を集中行動月間とする「秋の運動」に取り組みます。主に民商活動の理解者を広げる商工新聞読者を増やすこと、私たちの要求を国会に届ける署名活動に取り組みます。

署名活動では消費税減税と控え收受印押なつ廃止問題

吹田民商では常任理事会で一つは民商・全商連が参加している消費税廃止各界連絡会の「消費税率 5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願」と「確定申告書控え等への收受日付印の押なつに関する請願」の2種類を中心に取り組みました。関西大阪万博の中止や倉敷民商弾圧事件裁判の署名は班会・支部集会、学習会などの機会に集めます。

商工新聞の読者を迎えよう

商工新聞は民商の活動を知らせる機関紙であるとともに、中小業者にとって大切な制度や情勢、全国各地の会員の経営についての知恵や工夫などを知らせる記事も掲載されています。商工新聞の見本紙を活用して新しい読者を迎える活動を推進します。吹田でも新しいお店が毎年多く開業しています。そういった近所のお店や知人・友人で自営業をしている人に手渡して、新聞を紹介してください。必要な場合は1か月分をお試し購読としてお届けします。

共済会に加入を

民商では仲間同士の助け合いで自前の共済会を運営しています。主に入院とそれに伴う休業の見舞金を支給しますが、自前の共済会だからこそできる結婚・出産・長寿の祝金なども支給しています。また阪神淡路大震災や東日本大震災では特別措置として震災見舞金も届けています。会費は前払制の一口千円で、会員本人だけでなく配偶者や満15歳以上満64歳以下の家族と従業員も加入できます。(入院見舞金及び休業見舞金では加入から6カ月間、死亡弔慰金で加入から3年間の免責期間があります)

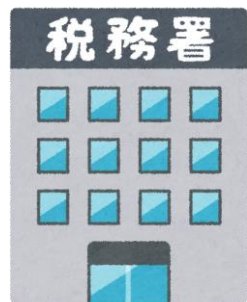
加入区分	E:新規加入年齢が満15歳以上満64歳以下の加入者→満75歳まで M:満65歳をすぎて新規加入した民商会員とその配偶者→満75歳まで R:満75歳以上の民商会員とその配偶者→終身		
	E	M	R
短期入院 (※入院3日以上より) 初日~60日まで			
短期入院見舞金	1日1,500円	1日1,500円	1日1,000円
短期入院休業見舞金	1日1,500円	1日1,500円	1日1,000円
長期入院 (61日~120日)			
長期入院見舞金	1日1,500円	なし	なし
長期入院休業見舞金	1日1,500円	なし	なし
安静加療見舞金	1年1回5,000円		
結婚祝金	20,000円		
出産祝金	20,000円	なし	なし
長寿祝金 (満75歳の誕生日を迎えた人)	50,000円	なし	なし
死亡弔意			
死亡弔意金	10万円 (加入3年以内25,000円 ※但し災害事由は10万円)	25,000円	15,000円
死亡退会慰労金	10万円 (加入3年以内25,000円 ※但し災害事由は10万円)	25,000円	15,000円
高度障害			
高度障害見舞金	10万円 (加入3年以内25,000円 ※但し災害事由は10万円)	25,000円	15,000円
高度障害療養見舞金	10万円 (加入3年以内25,000円 ※但し災害事由は10万円)	25,000円	15,000円

学習を進めよう

今年も9月になって確定申告の時期が近づいてきます。各支部で記帳や自主計算について学習を進める班会・支部集会を開催します。特に新会員の皆さんはご参加ください。また今年インボイス登録で初めて消費税を申告した方は、今年の税額試算も大切です。日頃の商売やくらしのことで話したいことなどもあれば持ち寄ってください。

収支内訳書について税務署から回答

吹田民商と摂津民商の役員事務局5名で収支内訳書督促に対する抗議と請願書について8月29日に吹田税務署の総務課長より口頭で回答を受けました。



収支内訳書の提出については法令に添付しなければならないとされておりましたが、申告書は有効であること、未提出の違いはありませんが、申告書は有効であること、未提出を以って調査対象にはならないと回答がありました。また様式に取引先等の名称・所在地・金額・インボイス番号の記載事項があることについては、法律上記載の義務はないと認めあくまでお願いであるとなりました。また国税局長名ではなく税務署長名による送付に戻すことや、添付しないことによる調査対象となる、控除の不適用となると誤解しうる記載は改めることを求めました。税務相談停止命令制度についての質問では、一般的に納税者同士が教え合う行為や税法を解説する行為は該当しないこと、脱税などの重大な影響があるか個別に判断するものだとし、特定の団体に対して適用する制度ではないと旨の回答がありました。また来年1月1日以降に申告書等へ控えへの收受印押捺の廃止についても問題点も指摘しましたが、押捺の代わりに提出日と税務署名が記載されたリーフレットを手渡すとして従来の予定に変わりがなく、要望については国税局等に伝えるとの回答にとどまりました。

伝言板

無料法律相談

9月19日(木) 13時00分 吹田民商会館
北大阪総合法律事務所の出張相談会です。相談を希望される方は17日(火)までにご連絡ください。

青年部主催 SNS活用学習会

Instagram発信基本のキ 第1回

9月27日(金) 19時00分 吹田民商事務所

参加費 会員500円・一般800円

講師 WEBビジネススクールWoman7 Place代表

合同会社Remage 長谷川久美さん

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におい!